



# 篠崎公園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月  
東京都 建設局

# 目次

# はじめに

はじめに

## I 公園の概要……………2

- 1 都市計画の概要
- 2 開園の概要
- 3 主な公園施設
- 4 成り立ち・基本的な性格
- 5 周辺の土地利用・自然環境
- 6 利用概況及び特色
- 7 整備計画等

## II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………5

- 1 目指す姿及び重点取組
- 2 ゾーン別基本方針

## III 図面・写真……………10

- 現況平面図
- 周辺土地利用図(空中写真)
- 周辺土地利用図(地図)
- 占用基準を緩和する区域図
- 園内の写真

## IV 資料編……………13

- 公園の沿革
- 利用状況等データ
- 主な催し物
- 主な活動団体
- 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

# I 公園の概要

## 1 都市計画の概要

名称	東京都市計画公園第9・6・1号篠崎公園
位置	江戸川区北篠崎二丁目、上篠崎一・三・四丁目、西篠崎一・二丁目、篠崎町五・六・七・八丁目、谷河内二丁目及び南篠崎町四丁目各地方内
面積	86.5ha
種別	広域公園
決定告示	(当初) 昭和32年12月21日 東京都告示第1689号 (最終) 平成27年10月2日 東京都告示第1485号

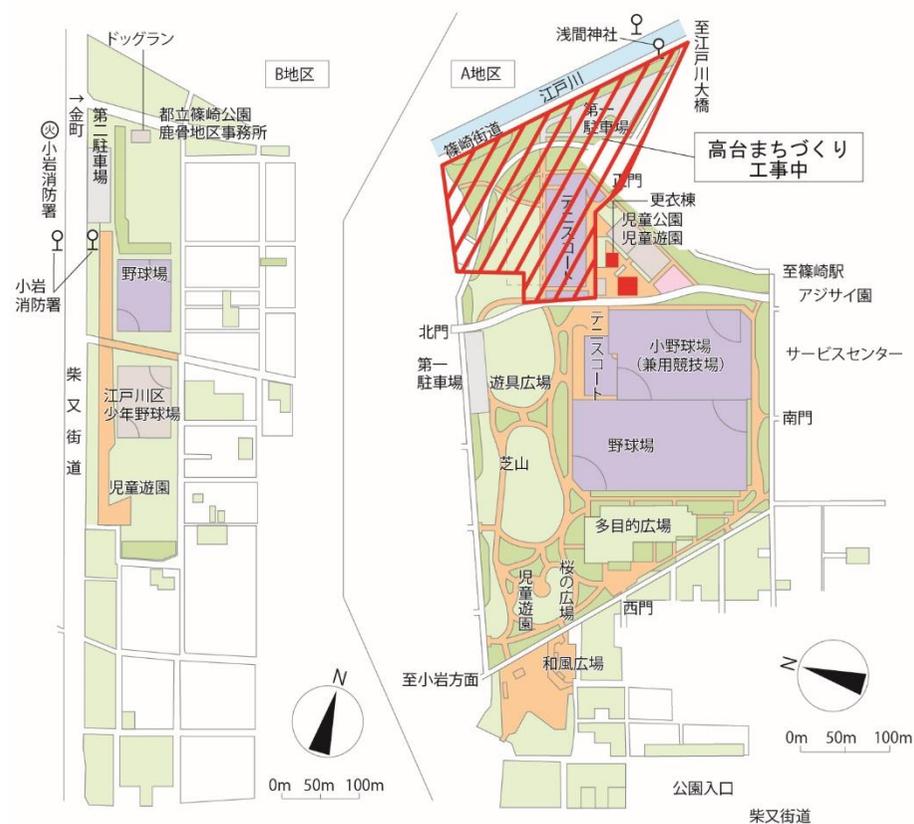
## 2 開園の概要

名称	都立篠崎公園 (しのぎきこうえん)
開園日	昭和42年7月26日
開園面積	312,744.18㎡ (令和7年2月1日現在)
公園種別	特殊公園・歴史
所在地	江戸川区上篠崎一・四丁目、篠崎町五・六・七・八丁目、西篠崎一・二丁目、谷河内二丁目、南篠崎町四丁目
アクセス	[A地区 (篠崎公園)] JR総武線「小岩」南口から京成バス小岩72系統「浅間神社」、京成バス小岩73系統「公園入口」、都営地下鉄新線「篠崎」 [B地区 (鹿骨)] JR総武線「小岩」南口から京成バス小岩73系統「小岩消防署」、都営地下鉄新宿線「篠崎」

## 3 主な公園施設

管理事務所、駐車場、多目的広場、桜の広場、和風広場、アジサイ園、野球場、小野球場 (兼用競技場)、テニスコート、児童遊園、ドッグラン、江戸川区少年野球場

## 園内マップ



## 4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、東京区部の東部に位置する都市計画公園であり、紀元 2600 年記念事業として、昭和 15 年に計画決定された。計画区域は、千葉県との境を流れる江戸川の堤防の西に広がっており、河川沿いの江戸川緑地と接し、緑地の少ない区部東部における水と緑の拠点として、大きな役割を担っている。

本園は、3 地区に大別でき、北側の A 地区には、夜間照明を備えたメインの野球場と小野球場（兼用競技場）を中心として、テニスコート、バーベキュー広場、児童遊園、芝山、多目的広場のほか、和風広場などが整備され、様々なレクリエーションや憩いの場として利用されている。中央の B 地区には、小野球場と江戸川区少年野球場、および児童遊園などが整備されている。なお、京葉道路の南側の C 地区には、小区画園地等が点在している。園内にはサクラをはじめ、メアセコイア、クスノキ、アジサイなどが多数植えられており、春の桜、初夏はアジサイ園、秋は紅葉、冬は伝統的な樹木の冬支度である雪吊りが見られるなど、四季折々の風情を求め、利用者が訪れている。本公園は平成 24 年 2 月 21 日答申された整備計画において、震災のみならず、水害等への対応として園路、広場等の高台化を図る計画とされている。

なお、東京都地域防災計画及び江戸川区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

令和 3 年度より、篠崎公園地区高規格堤防整備事業など大規模な工事が実施されている。

## 5 周辺の土地利用・自然環境

### (1) 周辺の土地利用

- ・本公園の計画地南部を都営新宿線が通っていて、最寄り駅の篠崎駅は開園部から約 1km、開園予定部から約 150m の距離にある。また、北部に JR 総武線、及び京成本線が通っており、約 3km の距離に総武線小岩駅、約 4km の距離に京成本線江戸川駅がある。

- ・A 地区東側の江戸川沿いを通る篠崎街道や、B 地区の西側沿いを通る柴又街道などにはバス路線が開設している。
- ・本公園計画地南部を東西に京葉道路、首都高速 7 号線が通っており、西には錦糸町、東は船橋に至る。また、中川を越えた西部に南北に環状 7 号線が通っており、北は亀有、南は首都高速湾岸線にあたる。本公園開園部、計画地とは、東端を篠崎街道、西端を柴又街道に接しており、敷地を分断する道路としては鹿骨街道、京葉道路がある。

### (2) 自然環境

- ・本公園は、微地形として低地一般面、微高地が挙げられる。低地一般面は、海岸平野（三角州）と氾濫平野（後背湿地）からなる。微高地として、自然堤防が江戸川、隅田川に沿う地域などに広く分布する。また、江戸区小岩、鹿骨、西一之江一帯には、自然堤防とは別に比較的大きな面積を占める微高地が分布する。
- ・軟弱な地盤である下町低地部（洪積層の上に沖積層が厚く積もる地層）に位置する。
- ・篠崎公園は利根川水系である江戸川、旧江戸川、新中川に囲まれた地区である。公園周辺の現存自然植生の分布は人口の過密と高度の都市化を反映し、貧化した植生（緑の少ない住宅地、工場地、造成地）が大部分をしめ単調である。自然植生は江戸川沿いに冠水草原（オギ群集、シオクグ群集、コウキヤガラ群落）が残存しているとともに、代償植生として踏跡群落（オオバコ群落など）が多く見られる。

## 6 利用概況及び特色

本公園は、平日と土日祝日の利用形態が大きく異なる。平日は犬の散歩で訪れる人子供連れで遊具広場を利用する母親の姿が多く見られる。土日祝日になると、野球などの施設を利用する人や芝生の上でピクニックをする人が多く見られる。

## 7 整備計画等

### (1)篠崎公園の整備計画(平成 24 年)

#### ①川の手広域レクリエーション拠点と憩いの森

- ・区部東部における広域レクリエーション利用に対応した公園とする。
- ・隣接する江戸川緑地や周辺の親水緑道等と連携した水と緑の骨格軸を形成する。
- ・地域の歴史、文化に根ざした郷土の森や、広い並木、開放的な広場など、地域の代表的な顔になる風格ある豊かな緑を創出し、人々が自然に親しみ、交流できる場とする。
- ・緑・広場・スポーツ・遊び・憩いの拠点として、地域の人々が集まり触れ合う場を創出する。

#### ②防災拠点

- ・避難場所の拡充や救出及び救助の活動拠点としての機能の充実を図る。
- ・発災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながりを考慮して、広場の高台化 (A, P + 6m) と避難動線の確保を図る。

#### ③地域と共に成長する公園

- ・本事業の完了までには長期間を要することから、周辺のまちづくりの状況や公園への時代のニーズを勘案の上、段階的に公園を整備していく。
- ・周辺市街地との行き来や地域コミュニティに配慮した整備を行う。

### (2)篠崎公園地区における高台化の取組について

江戸川沿いの区域を高台化するために篠崎公園地区においては、現在、以下の事業が実施されている。

- ・篠崎公園地区高規格堤防整備事業 (国土交通省)
- ・篠崎公園事業 (東京都)
- ・東京都市計画事業 上篠崎一丁目北部土地区画整理事業 (江戸川区)
- ・東京都市計画道路事業 幹線街路補助線街路 288 号線 (江戸川区)
- ・東京都計画緑地事業第 1 3 号江戸川緑地 (江戸川区)

これらの事業を連携して実施するために、平成 28 年に国・都・区において三者基本協定を締結した。その後、令和 3 年に施行協定を締結し、高台化事業の整備に本格着手している。

現在実施している高台化事業は、長期間継続する事業であり、当該公園地区の高台化に伴って、現在の公園のゾーニング、施設配置、利用形態等は大きく変更されるものである。

### (3)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町) に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

#### 1) 優先整備区域「事業促進区域」: 114,300 m<sup>2</sup>

江戸川区西篠崎一丁目、上篠崎四丁目、篠崎町八丁目、北篠崎二丁目

#### 2) 優先整備区域「新規事業化区域」: 3,900 m<sup>2</sup>

江戸川区西篠崎二丁目、上篠崎三丁目

注): 「事業促進区域」: 既に事業認可を取得済の区域 (用地未取得地含む)  
「新規事業化区域」: 新たに事業認可を取得する区域 (既に認可取得済の区域あり)

## II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

### 1. 目指す姿及び重点取組

#### 目指す姿

東京の骨格となる緑を拡張し、運動に親しめる環境づくりや災害時の防災機能の強化等を進め、多様なスポーツに対応し、都市の防災力を支える公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取り組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

#### 重点取組

##### (1) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

###### 【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

##### (2) 地震防災機能の強化

###### 【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。
- 避難場所や大規模救出救助活動拠点として非常用発電設備や防災照明等の整備を計画的に行います。

##### (3) 風水害に対応する機能の拡充

###### 【施策3 命と暮らしをまもる】

- 高規格堤防事業等と連携して、広場の高台化や江戸川堤防への避難動線の確保を進めるなど、まちづくり事業と連携した浸水への安全性確保に取り組みます。

##### (4) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

###### 【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や防災フェアなどのイベントを充実させます。また、大規模救出救助活動拠点として、発災時の迅速な初動対応体制を強化するため、活動拠点の運営を行う現地機動班とともに定期的な訓練を実施します。

(5) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(6) 計画的・効果的な事業化

【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

(7) 特色あるイベント等の充実

【施策6 にぎわいをふやす】

- 地域全体の魅力向上や活性化を視野に、自治体や近隣の文化施設、地元企業等多様な主体と連携した取組を進めます。

(8) 人と動物との快適な利用の推進

【施策7 笑顔をふやす】

- マナー教室開催等、ペット連れ来園者への利用マナーの周知を図ります。

(9) インクルーシブな公園の創出

【施策8 つながりをふやす】

- 障がいのある子もいない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。

(10) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

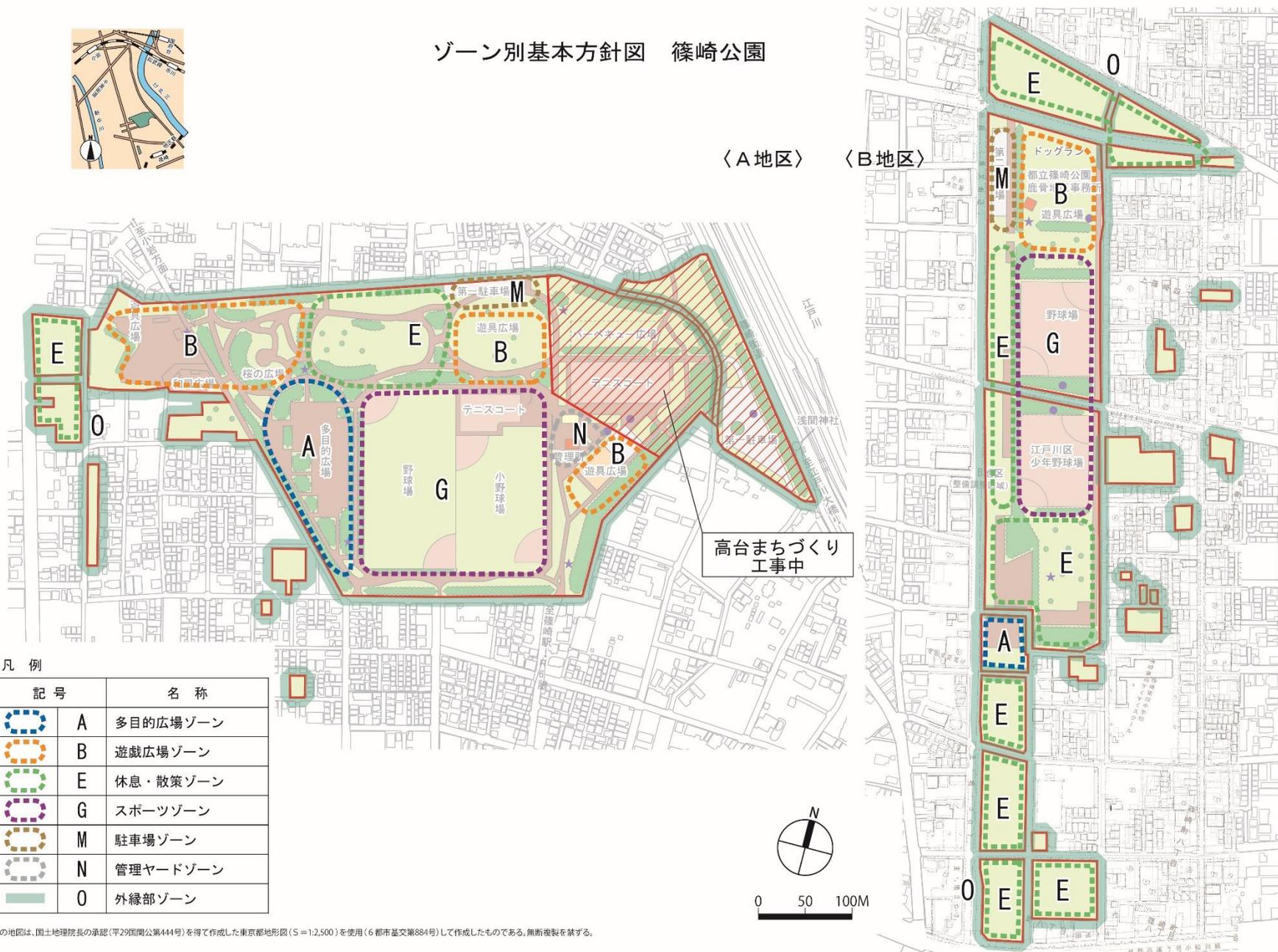
【施策9 施設や空間をかえる】

- こどもを連れて安心して利用できるように、授乳やおむつ替え等のできるスペースの充実を図ります。
- 障がいのある子もいない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。（再掲）

## 2. ゾーン別基本方針



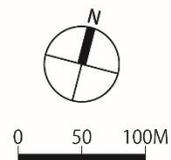
ゾーン別基本方針図 篠崎公園



凡例

記号	名称
	A 多目的広場ゾーン
	B 遊戯広場ゾーン
	E 休息・散策ゾーン
	G スポーツゾーン
	M 駐車場ゾーン
	N 管理ヤードゾーン
	O 外縁部ゾーン

この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



## ■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

また、当該公園地区の高台化に伴って、現在の公園のゾーニング、施設配置、利用形態等は見直しを行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的広場のあるゾーン（A地区） ヒマラヤスギ、ニオイヒバ等、針葉樹の木立の中での散策や休息等の利用に対応していく。</li> </ul>
B	遊戯広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>北西の遊具広場のあるゾーン（A地区） 子供の遊び場として、安全性の高い遊具の維持に努めるとともに、見通しや風通し、日照等がよい安全・快適な環境づくりに対応していく。</li> <li>和風広場のあるゾーン（A地区） 桜の広場、江戸の河岸を再現した和風広場がある。水辺環境に見られる樹木の個性的な景観を形成に対応していく。</li> <li>児童遊園のあるゾーン（B地区） 子供の遊び場として、安全性の高い遊具の維持に努めるとともに、見通しや風通し、日照等がよい安全・快適な環境づくりに対応していく。なお、一角にドッグランが設置されている。</li> </ul>

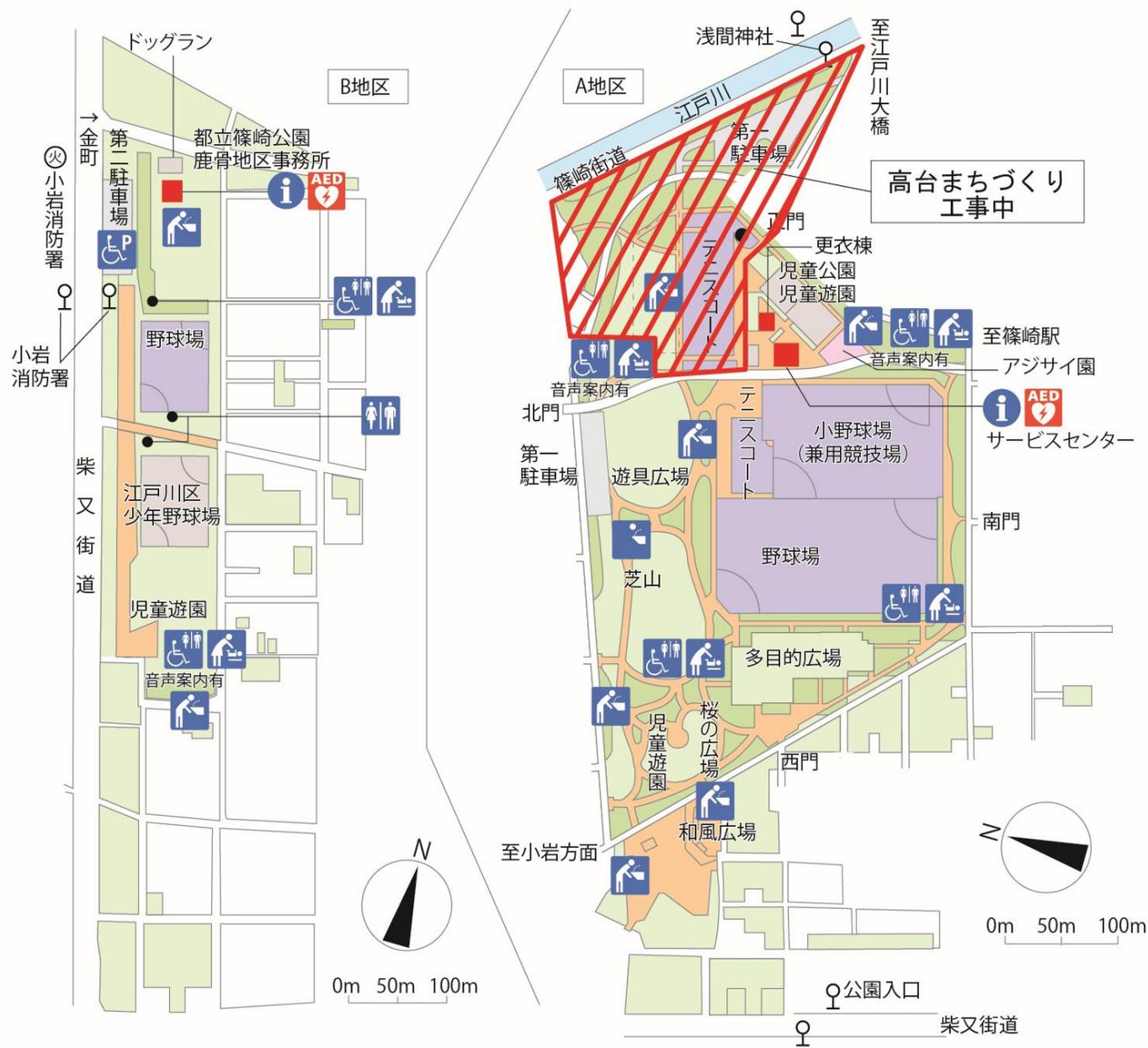
記号	区分	基本方針
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>芝山・草地・遊具のあるゾーン（A地区） サクラと樹林地、芝山と草地等があり、心地のよい憩いの場、多様なレクリエーション利用に対応していくほか、だれもが楽しめる遊具を適切に管理していく。</li> <li>広場のあるゾーン（B地区） 鹿骨街道沿いに芝生を中心とした園地が広がっている。散策や休息利用に対応していく。</li> </ul>

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場やテニスコートのあるゾーン（A地区） 野球場（2面/ナイター利用可）・小野球場（2面/ナイター利用可）があり、有料施設として、安全で快適な利用ができるよう管理する。 なお、野球場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。</li> <li>・野球場のあるゾーン（B地区） 野球場（2面）、江戸川区少年野球場（4面）がある。運営主体が異なることから、区とも連携を図りながら、運動施設として適切な管理に留意する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場のあるゾーン。 案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。</li> </ul>

記号	区分	基本方針
N	管理ヤードゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理所や作業ヤードのあるゾーン。 植栽管理に伴うチップ化作業やゴミ集積所での管理作業は、利用者の安全に配慮し行っていく。</li> </ul>
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地等や公道に接する公園外縁部 本公園には飛び地になっている開設地が多く、住宅地等と直接境界を接する所が多いため、十分配慮する。 また、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、盛土の影響、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。</li> </ul>

### Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



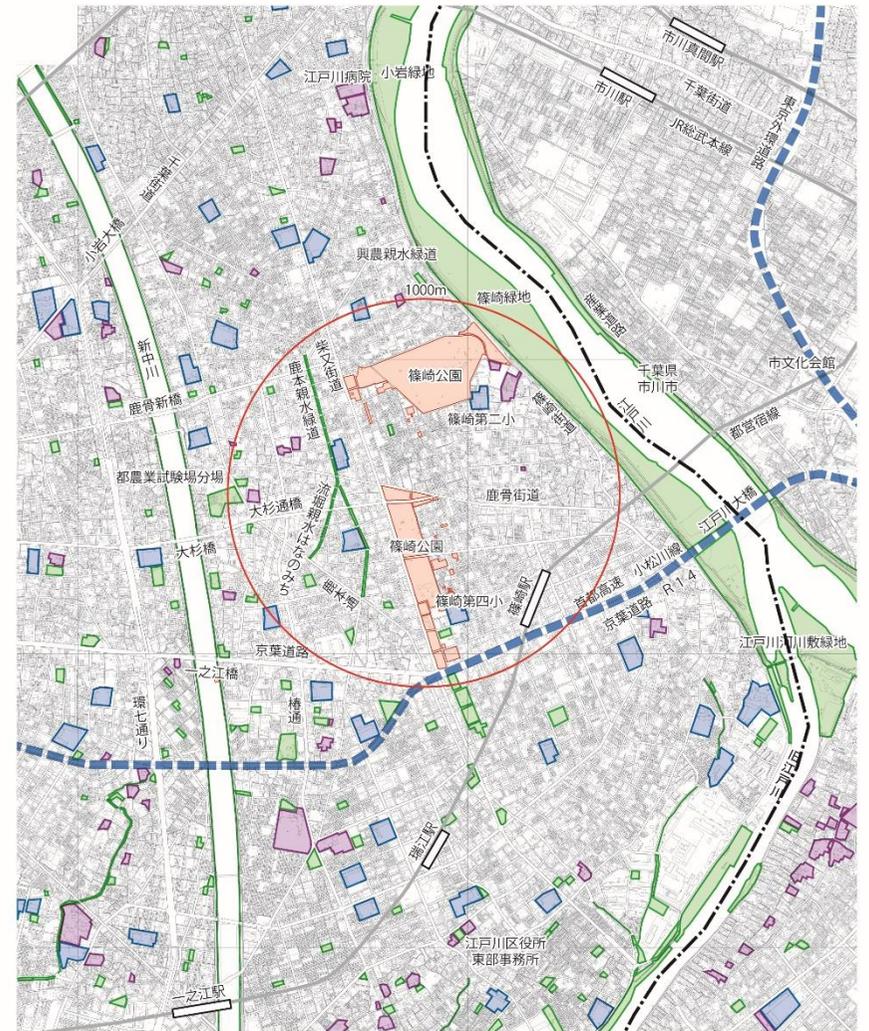
周辺土地利用図(空中写真)



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

篠崎公園

周辺土地利用図(地図)



- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第444号)を得て作成した東京都地形図(S-1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

篠崎公園

園内の写真



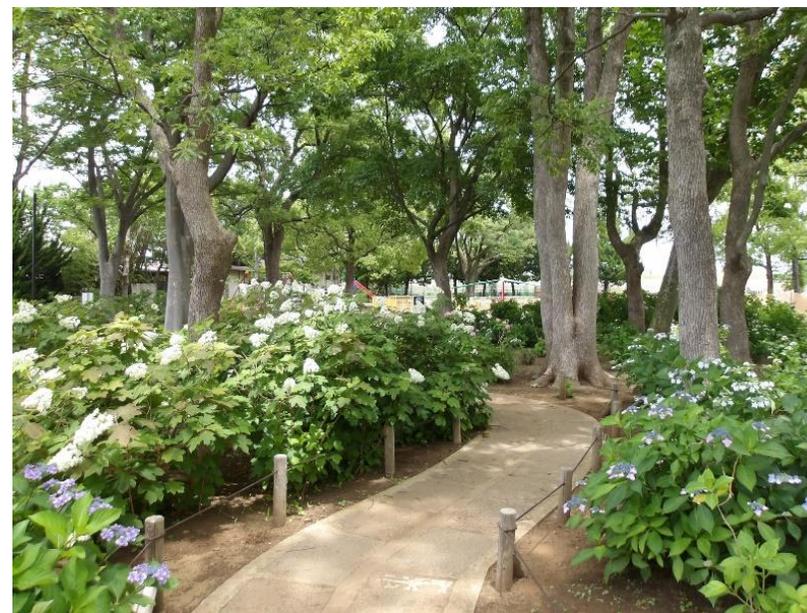
芝山（お花見の場所）



和風広場



メタセコイアの林



アジサイ園

## IV 資料編

### ■公園の沿革

昭和 15 年 3 月	内務省告示第 147 号で環状緑地計画の一環として篠崎緑地として告示された。計画決定及び事業面積は 491,600 坪 (1,625,123.90 m <sup>2</sup> ) であった。	昭和 41 年 10 月	41 建公管発第 848 号で、4,950.60 m <sup>2</sup> (公簿 4,500.41 m <sup>2</sup> ) 用途廃止のうえ財務局長へ引継した。(建設省へ江戸川改修用地として売り払うため)
昭和 19 年 4 月	上篠崎農事実行委員会ほか 10 組合(篠崎大緑地鹿骨耕作組合は、昭和 23 年 4 月 1 日から昭和 24 年 3 月 31 日まで)農耕地として貸付していた。	昭和 42 年 1 月	東京都告示第 82 号で上記売却区域 4,950.60 m <sup>2</sup> を都市公園設置予定区域から除外した。(変更後面積 155,003.11 m <sup>2</sup> )
12 月	計画面積のうちほぼ全域の 466,123 坪 (1,542,580.10 m <sup>2</sup> ) を買収した。	3 月	建設省告示第 1195 号により、都市計画事業決定。(事業面積 15.29ha)
昭和 21 年 10 月	自作農創設特別措置法が交付され、篠崎緑地の大半 416,132 坪 (1,375,642.90 m <sup>2</sup> ) が昭和 22 年～昭和 23 年にかけて解放処分された。解放除外面積は 50,500 坪 (166,914.14 m <sup>2</sup> ) であった。	7 月	東京都条例第 69 号で篠崎公園を設置し、名称及び位置を定めた。 東京都条例第 719 号で開園区域及び面積を告示した。(開園面積 39,800.00 m <sup>2</sup> )
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、東京都市計画決定 (163.9ha)	昭和 44 年 6 月	東京都告示第 563 号により、江戸川区寄りの区域の一部を追加開園した。(15,810.15 m <sup>2</sup> 、変更後 96,815.95 m <sup>2</sup> ) これに先立ち、東京都条例 43 号で当公園の位置が変更されている。
昭和 35 年	本年度から再び公園計画に着手した。	昭和 45 年 2 月	区道付替用地 1,192.41 m <sup>2</sup> を用途廃止した。45 建公管発第 117 号で江戸川区と土地無償貸付契約を締結し、道路敷として貸付けた。
昭和 38 年 3 月	建設省告示第 844 号により都市計画事業決定 (事業面積 15.29ha)	6 月	東京都告示第 595 号で、江戸川寄りの南側 13,898.7 を追加開園した。(変更後 110,714.67 m <sup>2</sup> ) 東京都告示第 605 号で公園予定区域から区道付替用地 1,423.48 m <sup>2</sup> を除外した。(変更後 72,573.83 m <sup>2</sup> )
6 月	昭和 39 年 5 月までの間、離作補償を行い、農地買収除外地を耕作者から返還。		
昭和 39 年 1 月	江戸川区立コンクリート工場敷の国有農地 7,087.60 m <sup>2</sup> の払下げを受けて、江戸川区に昭和 39 年 1 月 31 日～同年 7 月 31 日まで使用許可した。		
8 月	東京都告示第 750 号で都市公園法に規定する都市公園区域に設置された。(決定 159,953.71 m <sup>2</sup> )		

昭和 45～46 年	有料施設・庭球場 8 面の設置工事をした。なお 2 面分は野球場の一部を改造して設置したものである。	(この夜間照明施設の鉄塔の影響で西方隣接区域の約 100 軒にテレビ受信障害が生じたため、照明鉄塔の上に共同アンテナを設置し関係家庭に配線した。)	
昭和 46 年 4 月	東京都告示第 389 号で当公園計画の一部 (70,741.97 m <sup>2</sup> ) を設置すべき区域に変更した。 (変更後 115,030.41 m <sup>2</sup> )	昭和 48 年 4 月	陸上競技場の供用開始。あわせて競技場及び庭球場の夜間照明の供用を開始した。(有料)
6 月	東京都告示第 617 号で公園の北側部分 24,186.00 m <sup>2</sup> を追加開園した。(変更後 134,900.67 m <sup>2</sup> )	昭和 50 年 11 月	50 建公第 417 号で江戸川区長に対しさきに申請のあった谷河内テニスコート 4 面の設置許可をした。
9 月	東京都告示第 1038 号で有料施設・野球場の 4 面のうち 1 面を廃止した。(競技場及びテニスコートを設置するため)	昭和 51 年 7 月	東京都告示第 686 号で当公園の計画面積が従前の 163.9ha から 89.5ha に縮小された、将来の人口・土地利用の実態等を再検討し、実現可能な計画に改めたものである。
11 月	東京都告示第 1240 号で有料施設 3 面のうち更に 1 面を廃止した。(廃止 46.12.10) 東京都告示第 1311 号で有料施設・庭球場 8 面を設置した。(供用開始 46.11.30) 本年度工事により野球場全 2 面に夜間照明施設を設置した (供用開始 47 年 7 月)	昭和 52 年 11 月	東京都告示第 686 号で当公園の計画面積が従前の 163.9ha から 89.5ha に縮小された、将来の人口・土地利用の実態等を再検討し、実現可能な計画に改めたものである。
昭和 47 年 6 月	東京都告示第 641 号で当公園の西側部分及び鹿骨町飛び地部分け合わせて 25,376.83 m <sup>2</sup> を追加開園した、(変更後 160,277.50 m <sup>2</sup> )	52 建公第 273 号で江戸川区長に対し、さらに申請のあった谷河内テニスコートの増設を許可した。(変更後 10 面)	
昭和 47 年度	江戸川区長から出されていた陸上競技場建設に関する請願が昭和 46 年 4 月 20 日建設労働委員会で趣旨採択されたのをうけて、従来 4 面あった野球場 4 面のうち東側 2 面を改造して陸上競技場を設置した。また、本年度において、庭球場全 8 面及び上記競技場の夜間照明施設工事をあわせて実施した。	昭和 53 年	都市計画変更により公園予定面積を 89.5ha としている。
		昭和 54 年 5 月	54 建公第 64 号で江戸川区長に対し、さらに申請のあった谷河内テニスコート夜間照明施設の設置許可をした。(6 面分で供用開始は 54 年 8 月)

昭和 54 年 9 月 54 建公公第 2475 号で同日付水利建工発第 111 号東京都水道局から設置申請のあった震災対策用給水施設（応急給水槽）の設置を承認した。本施設の設置目的は、地震災害時に於いて、非難住民及び周辺断水区域の住民に対して応急給水を行うためと、避難場所の安全確保のためである。非難期間中 2 日間、水道施設の応急復旧までの期間 13 日間、給水量 1 人 1 日 3ℓ、避難人口は 2 日間で 393,500 人受持区域内居住人口は 13 日間で 198,966 人と想定して、750 m<sup>3</sup>×2 槽、計 1,500 m<sup>3</sup>で貯水槽は鉄筋コンクリート造、地下無圧式。

昭和 55 年 3 月 上記応急給水槽が完成した。なお、都立公園では上野恩賜公園、代々木公園に次ぎ三番目の設置である。

昭和 59 年度 コアラ飼育用のユーカリを 1.3ha 植栽した。

昭和 59 年 11 月 東京都告示第 1085 号により、都市計画変更

昭和 61 年 4 月 追加開園 44.030, 13 m<sup>2</sup>（B 地区）

平成 16 年 開園区域以外に 11ha の取得地が点在しているが、都の苗圃や江戸川区への設置許可や使用許可により一時開放している。

平成 20 年 3 月 東京都告示第 278 号により、都市計画変更

8 月 東京都震災対策条例により、野球場（A 地区）が、救出・救助の活動拠点に指定される。

平成 24 年 2 月 都立篠崎公園の整備計画 答申

平成 28 年 4 月 「篠崎公園地区高規格堤防整備事業」、「篠崎公園事業」、「東京都市計画事業 上篠崎一丁目北部土地地区画整理事業」、「東京都市計画道路事業 幹線街路補助線街路第 288 号線」、「東京都市計画緑地事業 第 13 号江戸川緑地」に関する基本協定書」を国道交通省関東地方整備局、江戸川区、東京都建設局の三者で締結

平成 29 年 9 月 一部廃園 131.80 m<sup>2</sup>

令和 3 年 12 月 「篠崎公園地区高規格堤防整備事業」、「篠崎公園事業」、「東京都市計画事業 上篠崎一丁目北部土地地区画整理事業」、「東京都市計画道路事業 幹線街路補助線街路第 288 号線」、「東京都市計画緑地事業 第 13 号江戸川緑地」に関する施行協定書」を国道交通省関東地方整備局、江戸川区、東京都建設局の三者で締結

## ■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月 パークマネジメントマスタープラン策定

平成 18 年 12 月 篠崎公園マネジメントプラン策定

平成 22 年 3 月 篠崎公園マネジメントプラン改定

平成 27 年 3 月 パークマネジメントマスタープラン改定

平成 27 年 5 月 篠崎公園マネジメントプラン改定

令和 4 年 9 月 篠崎公園マネジメントプラン改定

令和 6 年 3 月 パークマネジメントマスタープラン改定

令和 7 年 3 月 篠崎公園マネジメントプラン改定

## ■ 利用状況等データ

### 1)年間利用者数の推移

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
年間総計(人)	1,232,955	1,165,525	1,213,887	1,207,687	1,674,811

### 2)月別利用者数の推移

5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人) 1,232,955	127,203	235,210	71,692	59,855	72,419	62,578
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	117,249	94,613	106,796	87,191	79,346	118,803

### 3)有料施設の利用状況

(件)

施設名	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
競技場	10	17	14	-	22

## ■主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	季節飾り	4月21日～5月5日、6月28日～7月7日、12月6日～12月25日、2月27日～1月7日	—
	2	アジサイまつり	6月18日	約1,500
	3	スポーツ健康増進イベント	6月4日	50
	4	ふれあいフェスティバル	12月3日	約3,000
都民協働	1	和風花壇広場にて見学会イベント	11月11日	32
	2	公園連絡協議会	11月24日	27
	3	きままにボランティア	6月14日	11
	4	地域連携防災訓練	5月12日、2月18日	600
自主事業	1	飼い主のマナーアップ	3月24日	80
	2	工作教室	7月23日、10月22日、12月17日	203
	3	子供向け防災ゲーム・ワークショップ	10月8日、3月2日	250
	4	篠崎公園地区親睦ソフトボール大会	11月19日	350
	5	緑のカフェテラス	6月18日、12月3日	1,425

### ■主な活動団体(令和5年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
篠崎公園友の会	花壇管理	7
篠崎公園ドッグランサポーターズ	ドッグラン広場の管理・運営	7

### ■関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和4年11月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）
- ・江戸川区地域防災計画（令和5年修正）